

応募方法

応募を希望される企業・団体・自治体等の皆様はまず、スマート・ライフ・プロジェクト メンバーにご登録ください。登録はウェブサイトから簡単な手続きで行えます(登録無料) ▶ <http://www.smartlife.go.jp>

郵送またはメール添付

- step 1** スマート・ライフ・プロジェクト ウェブサイトのアワードエントリーページ (<http://www.smartlife.go.jp>) にアクセスして応募書類一式(応募申込書/取組事例簡易紹介シート)をダウンロードしてください。
※ウェブサイトから応募書類が入手できない場合は、事務局までご連絡ください。書類一式を郵送いたします。
- step 2** ダウンロードした「応募申込書」および「取組事例簡易紹介シート」に必要事項を記入します。
※別添資料はA4両面10枚以内に取めてください。※取組事例簡易紹介シートはセルを広げないでください。※一次選考を通過した企業・団体・自治体の「取組事例簡易紹介シート」は、スマート・ライフ・プロジェクトホームページ等のウェブへ公開、表彰式当日の資料として活用いたします。
- step 3** 「応募申込書」および「取組事例簡易紹介シート」を、下記事務局まで郵送またはメールにて送付してください。(FAX不可) ▶ kenkoaward@hakuodo.co.jp
※必ず応募締め切り(令和元年8月30日(金)[当日消印有効]までにお送りください。)*メール送付の場合は件名を「アワード応募」としてください。*郵送の際は、応募申込書および取組事例簡易紹介シートのデータをCD-ROM等のメディアに入れてください。(ただし、USBやSDカードは不可。別添資料がある場合は、それもメディアに入れてください。)*応募申込書を郵送する場合、簡易書留等の配達確認ができる方法にてお送りください。尚、直接事務局までお持ち込みいただいても、受領できません。必ず郵送もしくはメールにてご応募ください。*応募申込書の返却はいたしません。また事務局にて応募申込書の差替え等を行いません。*映像・音楽資料は審査の対象外となりますのでご注意ください。

応募期間 令和元年7月1日(月)～令和元年8月30日(金)

[応募に関する重要事項]

- 複数応募することが可能です。件数に制限はありません。
- 応募内容に複数の事業者・団体が係る場合は、連名で応募することが可能です。(受賞の対象はあくまでも応募事業者・団体となります。)
- 必要に応じて、電話等によるヒアリングや資料の追加送付等をお願いする場合があります。
- 応募担当者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど、必要事項を必ずご記入ください。記入漏れの場合は審査対象外となりますので、予めご了承ください。
- 応募申込書には応募にあたっての同意事項について、同意欄を設けています。ご確認の上、ご記入・入力ください。
- 応募書類を郵送またはメール送付される場合は令和元年8月30日(金)[当日消印有効]までに、郵送送付もしくはメール送信してください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募書類の使用言語は、原則日本語のみとさせていただきます。
- 応募申込書を郵送する場合、簡易書留等の配達確認ができる方法にてお送りください。尚、直接事務局までお持ち込みいただいても、受領できません。必ず郵送もしくはメールにてご応募ください。
- 応募申込書の返却はいたしません。また事務局にて応募申込書の差替え等を行いません。

[応募に関わる権利の保全、他]

- [1] 企業・個人情報情報の使用
- 応募者から提出された情報については、本アワードの実施及びスマート・ライフ・プロジェクトの展開に必要な範囲に限り、主催者側が使用することに同意ください。
- [2] 応募対象情報の使用
- 応募申込書などの応募書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。
 - 応募内容に関わる情報は、アワードの実施及びスマート・ライフ・プロジェクトの展開に必要な範囲に限り、主催者側が使用することに同意ください。なお、その編集については、主催者による監修・確認に一任することをご承知ください。
- [3] 応募者の責任に帰する事項

- 応募対象者についての意匠権、商標権、著作権及び品質、性能、安全性や、販売、活動等で生じた問題の責任は応募者にあるものとし、主催者は一切責任を負いません。

[4] 応募者の応募取り消し

- 応募者側に、応募から表彰式までの期間で、応募内容についての審査の継続が困難な事由が生じた場合は、応募の取り消しが可能です。
- 応募者が応募の取り消しを希望する場合は、直ちに事務局に連絡後、その旨を申請する書面にて提出してください。

[5] 主催者の表彰取り消し

- 主催者は、表彰の内定から表彰式までの間、もしくは表彰後、表彰対象の応募内容に下記のような事実が判明した場合は、評価委員会の承諾を経て、表彰を取り消すことができます。
 - *応募内容に関わる虚偽、不正が発覚した場合
 - *応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
 - *その他、評価委員会が必要と認めた場合

[応募に関わる費用・経費他]

- 応募申込、アワード参加に係る費用は無料です。
- 表彰式に出席される場合の出張交通費等は、原則自己負担となります。
- 審査や表彰式を実施するにあたり、資料や商品等の提供をお願いすることがあります。

[審査に関する重要事項]

- 受賞が内定した応募者には、応募内容について再確認する可能性がありますのでご協力をお願いします。
- 入賞した応募事例は、スマート・ライフ・プロジェクト ウェブサイトに紹介する予定です。紹介を希望されない場合は、受賞のご連絡を差上げた時点でその旨を事務局にお知らせください。
 - ※紹介を希望されないことが審査に影響することはございません。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせ、審査結果に対する異議申立については一切お受けできませんので、ご注意ください。
- 応募頂いた部門は事務局で変更させて頂く場合がございます。

★「健康寿命をのばそう!アワード」他分野のお知らせ

- 介護予防・高齢者生活支援分野(厚生労働省老人保健課・振興課 03-5253-1111 内線3959,3986)
「地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた優れた取組を行っており、かつ、それが個人の主体的な取組の喚起に資するような取組を行っている企業、団体、自治体を表彰。」
- 母子保健分野(厚生労働省子ども家庭局母子保健課 03-5253-1111 内線4981,4982)
「すべての子どもが健やかに育つ社会の実現に向け、母子の健康増進を目的とする優れた取組を行っている企業、団体、自治体を表彰。」

第8回 健康寿命をのばそう!アワード (生活習慣病予防分野)

スマート・ライフ・プロジェクト に関するお問い合わせ先

スマート・ライフ・プロジェクト アワード運営事務局
〒107-6322 東京都港区赤坂5-3-1赤坂Bizタワー(株)博報堂内
TEL:03-6441-4657 受付時間:10:00~18:00(土日祝、年末年始休み)
E-mail:kenkoaward@hakuodo.co.jp

本応募要項並びに応募申込書は、スマート・ライフ・プロジェクト ウェブサイトよりダウンロードできます。

健康増進・生活習慣病予防への貢献に資する
優れた啓発活動・取組を募集します!

第8回

健康寿命をのばそう! アワード

(生活習慣病予防分野)

応募要項

第8回

寿

健康寿命を
のばそう!
AWARD

令和元年7月1日(月) ▶ 令和元年8月30日(金)

健康寿命をのばしましょう

詳しくはスマート・ライフ・プロジェクト公式サイトをご覧ください。
<http://www.smartlife.go.jp>

SMART LIFE PROJECT

スマートライフ プロジェクト